

学生の皆さんへ

5月8日以降の授業・学生生活に関するお知らせ ＜新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応＞

大妻女子大学／大妻女子大学短期大学部

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が、予定通り5月8日に「5類」引き下げとなった場合における本学授業・学生生活に関する各種対応等についてお知らせいたします。3月24日にUNIPAから配信した「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に伴う本学の対応について」と併せてご確認ください。

今後、対応に変更が生ずる場合は、随時、UNIPAからお知らせいたします。

＜学生生活関係＞

項目	5月8日以降の対応
学生食堂の座席パーテーション	撤去する。
各棟ラウンジの座席レイアウト	順次、コロナ禍前の状態に戻す。

＜授業関係＞

項目	5月8日以降の対応
欠席届	<p>学生が提出する欠席届は、UNIPAからのWeb申請とする。 コロナまたはインフルエンザの罹患が判明した学生は、欠席届のWeb申請時に、「インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症罹患報告書」(所定用紙)を添付する。 (欠席届のWeb申請マニュアルは、UNIPAトップページの学内リンク集に掲載します)</p>
新型コロナウイルス感染症に関する授業欠席の取り扱い	<p>インフルエンザと同様に、学校保健安全法による出席停止期間を対象とし、いわゆる濃厚接触者としての自宅待機、ワクチン接種に伴う授業欠席については対象外とする。</p> <p>＜学校保健安全法による出席停止期間＞ インフルエンザ:発症日の翌日から5日間、かつ、解熱日の翌日から2日間 新型コロナウイルス感染症:発症日の翌日から5日間、かつ、症状軽快から1日間 ※新型コロナウイルス感染症の場合、出席停止解除後は、発症日の翌日から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。</p> <p>大妻HP＞学生生活＞支援体制(相談窓口)＞健康・こころの相談＞健康センターについて＞[感染症に罹患した場合]カテゴリ https://www.otsuma.ac.jp/campuslife/supports/health/health_center/</p>

以上